

令和5年度

神栖市下水道事業会計予算

令和5年度 神栖市下水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和5年度神栖市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 水洗化戸数	17,669 戸
(2) 年間有収水量	4,358,652 m ³
(3) 一日平均有収水量	11,909 m ³
(4) 主要な建設改良事業	
公共下水道整備事業(汚水)	714,100 千円
公共下水道整備事業(雨水)	640,800 千円
公共下水道改築整備事業(汚水)	257,194 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 下水道事業収益	2,077,538 千円
第1項 営業収益	848,457 千円
第2項 営業外収益	1,229,080 千円
第3項 特別利益	1 千円
支 出	
第1款 下水道事業費用	1,943,641 千円
第1項 営業費用	1,846,600 千円
第2項 営業外費用	96,441 千円
第3項 特別損失	100 千円
第4項 予備費	500 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 327,291千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 265千円、過年度分損益勘定留保資金327,026千円で補てんするものとする。)

収 入	
第1款 資本的収入	1,730,776 千円
第1項 企業債	1,297,800 千円
第2項 他会計出資金	61 千円
第3項 他会計負担金	16,225 千円
第4項 他会計補助金	140,901 千円
第5項 国庫補助金	266,000 千円
第6項 受益者負担金	9,789 千円
支 出	
第1款 資本的支出	2,058,067 千円
第1項 建設改良費	1,650,789 千円
第2項 企業債償還金	406,778 千円
第3項 予備費	500 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
事業計画等変更図書 作成業務委託	令和6年度	80,000 千円
雨水出水浸水想定区域図 作成業務委託	令和6年度から 令和7年度まで	51,000 千円
経営戦略改定調査等業務委託	令和6年度から 令和7年度まで	9,944 千円
港南中継ポンプ場他施設 電気設備工事協定委託	令和6年度	243,000 千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道整備事業 (汚水)	718,000 千円	普通貸借 又は 証券発行	年利5%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる場合について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
公共下水道整備事業 (雨水)	489,300 千円			
下水道資本費平準化債	90,500 千円			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(予定支出の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 収益的支出における各項間の流用
- (2) 資本的支出における各項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 117,182 千円

(他会計からの補助金)

第10条 営業助成及び下水道整備のために、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、240,901 千円である。

令和5年3月2日提出

茨城県神栖市長 石田 進